

書評

渡邊 進著 『棚卸資産會計』

(昭三三・一〇 森山書店、五六四頁)

番場嘉一郎

一 本書の構成

著者、神戸大學渡邊教授は長きにわたり棚卸資産會計を専攻された會計學者として、その令名が高い。すでに昭和二四年に同一標題の著書を出版されているが、これはB6判一三二頁の小冊子であった。これに對し、新著はA5判五六四頁に及ぶ大冊であつて、舊著に展開された著者の棚卸資産會計に關する構想を繼承しつつ、これを著しく擴充するとともに、隨所に精細明確な独自の議論を展開している。文獻の收集、引用も驚くほど丹念に行われており、長い年月を費やしてじっくり取組んだ研究の成果を集めた力作であることは、一見して明瞭である。棚卸資産會計に關する著書は必ずしも少なくないが、これほどに格調の高い著作に接したのは初めてというべきである。著者は本書の第一章において、先づ棚卸資産の概念、棚卸資産會計の概念および内容を明かにする。棚卸資産會計は、期間損益計算における重要な要素をなす棚卸資産費用の正確な測定

を目的として、棚卸資産原價の集合・配分および再評價を研究對象とする學問であるとする。しかしこのうち棚卸資産原價の集合に關する問題は原價計算が取扱うところであるからこれを概説するに止めるという。また棚卸資産再評價の問題は理論的に重要性を認めたい問題だという理由からか、これについても多くの頁を割かない。従つて残るところは、棚卸資産原價の配分に關する問題となり、その原理および方法についての研究を本書の主たる對象とし、第二章以下終章にいたる七章でこれを詳論しているのである。

著者はいふ。近代會計思考の成立以前においては、棚卸資産會計の中心課題は、企業の財政狀態の表示ないし財産評價の觀點から、棚卸資産の貸借對照表價額を決定することにおかれていた。そこではいわゆる「評價論」が問題とされていた。しかしながら期間損益計算を重視する近代會計思考の擡頭とともに棚卸資産の意味および棚卸資産會計の課題も大なる變貌を遂げるに至つた。すなわち棚卸資産の貸借對照表價額は次期以降の收益に賦課されるべく繰延べられた原價分を意味し、論理上それは棚卸資産原價のうち當期の收益に適正に賦課することのできる部分を當期の損益計算に吸収して後に残る「殘留原價」であると理解される。棚卸資産の貸借對照表價額は獨立して意味を有するものではなく、當期の收益に賦課された棚卸資産原價分との關連において把握され、しかも重點はむしろ當期の收益に賦課されるべき原價分の決定におかれる。かくて棚卸資産原價の一部は當期の棚卸資産費用として處理され、殘餘は未費消

の原價として貸借對照表に計上される。われわれはかかる關係を棚卸資産原價の期間的配分の問題として捉える。ここにおいて棚卸資産原價の配分を支配する諸原則が究明されねばならない。本書はかかる觀點にたつて棚卸資産原價配分を支配する諸原則を究明し、それらの諸原則の具體的把持者としての諸方法を検討することを目的とする、と(序、一—二頁)。

著者は原價配分の諸方法のうちでも、なかんずく、後入先出法についての理論に多大の頁數をあてている。本書全頁のうち約四〇〇頁(七〇%)にわたつて後入先出法及びこれをめぐる問題を取扱っているのである。それは、後入先出法は比較的近年に至つて登場した方法であつて、これに對する一般の一致した解釋が未だ存在せず、その統一的な理解を確立することが必要であるとともに、後入先出法は單に棚卸資産原價配分の方法たるにとどまらず、企業利益概念の再檢討を要請する機縁となつた一つの損益計算原理の表明として重要な意味をもつと解するからであると述べている(序、二頁)。

二 棚卸資産原價の配分

以下、本書の内容における要點と考えられる個所を紹介し、またあらかじめ著者の寛恕を乞ふことにして、若干の拙い批判を加え、或いは疑問を提出していきたい。第一章總説では前述の如く棚卸資産會計は棚卸資産原價の集合・配分および再評價を研究對象とする學問であるとするが、棚卸資産會計の領域としては業務上の棚卸資産管理の側面があり得る。つまり管理會

計としての棚卸資産會計である。さらに監査を會計の領域とすれば、棚卸資産監査も棚卸資産會計を構成する。本書でこのような側面を扱うべしというのではないが、棚卸資産會計の概念規定としては、著者のそれは極めて狭いのである。かりに管理會計の側面や監査の側面を除外するとしても、棚卸資産會計は原價の集合・配分・再評價の問題以外に、實地棚卸手續とか棚卸資産に關する内部牽制制度とかを含むであらう。

それは兎も角として、棚卸資産會計の主要課題が棚卸資産原價の配分問題にあることは著者の云う通りである。著者は原價配分と棚卸資産評價の異同について次の如くに主張する。「棚卸資産の貸借對照表價額は當期の棚卸資産費用を當期の損益計算に吸収した後に残る殘留原價であつて、原則として、その價額は貸借對照表日における當該棚卸資産の時價又は價值を表わしているのではない。……次期以降に繰延べられるべき棚卸資産原價額を決定する過程はしばしば「評價」とよばれるが、現在の企業會計で用いられる意味の「評價」は往時の如く貸借對照表日における當該棚卸資産の時價又は價值の評定を意味するものではなく、繰延原價分の測定を意味するものであることに注意しなければならない」と(三頁)。いわれる通り、原則として棚卸資産の貸借對照表價額は、通常、原價配分の方法によつて決定されるのである。しかし棚卸資産の繰延原價が通常、原價配分方法によつてではなく、評價の過程を通じて決定される場合があるので、これをどのように説明したらよいか。評價の過程を通ずると云つても、その評價は貸借對照表日の時價又は

價值を決定するという意味の評價ではない。妥當なる殘留原價を決定するための評價であるが、とにかく、評價という手續が殘留原價の決定にとって必要なのである。それは第一に、損傷、品質低下、陳腐化等が生じた棚卸資産についてである。著者は、「これらの棚卸資産については、これに配分された原價と測定された殘留有效原價（純實現可能價額又は取替原價によって測定される）との差額は、損傷等が発生した期において喪われた原價部分であり、販賣又は使用に先立って費用に配分されるのである」と述べる（三一—二頁）。損傷等の生じた棚卸資産の評價減を行うことは原價配分の一方法に屬すると考えるのである。この考え方にはもちろん賛成であるが、損傷等の生じた棚卸資産の原價は通常の原價配分方法によっては、決定されないものであり、かかる場合には評價法が原價配分方法として必要となるのであるから、第二章で原價配分の諸方法を説明する場合に、その方法の體系中に評價法という方法を加えなければならぬのではないか。

次に低價主義評價の行われる場合である。これについて著者は、大體次のように論じている。低價法を適用する場合、原價配分の方法によって決定された棚卸品の原價は時價と照合されて修正をうける。……低價法が適用される場合には、時價との關連によって再評價され、減額された棚卸品原價が繰越される。……棚卸資産の評價減額だけ當期の費用（又は損失）が増加し、次期以降の棚卸資産費用はその額だけ減少する。期末時價の低落に基づく棚卸資産原價の早期吸収を認めないものの立

場からすれば、低價法は棚卸資産費用の歸屬の時期を誤らしめ、期間損益計算を紊亂するものとして非難される。損益計算的觀點からすれば、原價による評價以外には満足すべき評價はない。低價法は債權者の貸借對照表觀が優勢の時代の產物である。損益計算的觀點から（棚卸資産原價配分思考に立脚して）低價法を支持する見解（A I A、A A Aの如き）もあるが、時價の低落は、損傷等の場合と同様に、原價の一部の喪失を立證するものとし得るであろうか。損傷等の生じた棚卸資産の場合には、損傷をうけた部分の原價は永久に喪失されて再び復元することはないので、棚卸資産原價の早期吸収が認められ、殘留する有效原價が再評價によって測定されて、喪われた原價は販賣又は使用に先立って早期吸収されるのであるが、低價法が早期吸収を圖ろうとする原價分は、損傷等によって喪われた原價分と同じ性質を有するものではなく、その回收不能とみる原價分が回收不能であるか否かは確實性を有しないものである。期末の時價が下落しているからといってそれは必ずしも原價の回收不能を意味しない。期末時價が下落していても當該棚卸資産が次期以降に實際に販賣される時には時價は回復しているかも知れない。従つて原價の喪失を認識すべき客觀的な基準は存在しない。期末時價を超える原價の回收不能が必ず實現するものとみなすことによつてのみ、損益計算的觀點からする低價法は是認されるに過ぎない（五三—六五頁）。

著者は明かに原價配分思考に立脚する低價法を支持しない。低價法は債權者の貸借對照表觀のもとにおいてのみ存在しうる

と考える。著者が低價法を原價配分方法とはしないで、再評價法と解する所以はここにある。

しかし低價法を有效殘留原價の測定方法とする考え方に従えば、それは明かに原價配分方法に屬する。損益計算の立場から、低價法に對して否定的態度をとる著者の考え方はそれ自體として合理的であるが、評價法によつても原價配分が行われ得る場合が存在することを指摘しないのは、理論の徹底を缺くものと云わねばならない。

なお著者が棚卸資産の再評價と稱するのは、原價配分の方法によつて決定された棚卸資産原價を時價によつて修正することであり、具體的には、低價主義評價と時價主義評價の二つである。損傷品等の評價は再評價に入れていないが、この場合にも、ふつうの原價配分方法によつて決定された原價が修正されることは明かであり、これを再評價の一場合としないことは理解困難である。また再評價といへば、價格變動損益を除去する目的で棚卸資産費用の時價評價をする再評價法又は棚卸資産費用および期末棚卸資産の時價評價をする再評價法を思わせるのであるが、著者のいう再評價はそれではない。低價主義は原價主義とは異なるけれども、價格變動の影響を損益から除去しようとし、ない點では原價主義と異なるところがない。また期末棚卸資産のみを時價評價する時價主義は、未實現損益を計上する結果となるが、價格變動損益を損益とする點では原價主義と異なるところがない。従つてこの種の時價主義や低價主義を原價配分方法に付帶させて説明することは許される。これに對して棚卸資

産費用の時價評價を狙いとする再評價法（再調達原價法）は獨特の棚卸資産會計方法であつて、原價配分の方法に屬するとは云えない。しかしこれも棚卸資産會計における研究對象たり得ることは明かである。著者の如く、棚卸資産會計の内容を原價配分方法の研究に限定するとき、この意味の再評價法の研究はどこに位地づけられることになるのであろうか。

三 棚卸資産原價の集合について

著者によれば、原價配分方法によつて配分されるべき棚卸資産原價の範圍を確定し、これを集計することが棚卸資産原價の集合といわれる問題である。この問題を扱う第一章、第四節では、プロダクト・コスト、ベリオド・コスト、費用の原價性、非原價性の諸問題、標準原價の適用の問題などが簡単に述べられている。著者は「原價集合の問題は主として原價計算の取扱う部面であつて、本書はその詳細に立入る意圖を有しない。しかし棚卸資産原價を如何なるものと理解すべきかを考究しておくことは必要である」とする（三四頁）。

原價集合は要するに棚卸資産の取得原價の算定問題である。これは原價計算の領域であると云うが、仕掛品、製品の取得原價の算定には、各種の製品原價計算方式（個別原價計算方式、各種の總合原價計算方式）によつて原價を集合・配分することが必要である。従つて原價計算は原價配分の問題をも取扱う。原價集合とともに原價配分もまた原價計算の領域である。原價集合のみを原價計算の取扱う部面と云うことは狭きにすぎる。

期間損益算定のための原価配分には、原価計算で取扱う部面と財務會計に委ねられる部面とがあると言ふべきであり、原価計算論で詳細に扱われる問題を除外するとすれば、原価配分に關しても同様のことが述べられるべきである。ただし棚卸資産會計の研究において、原価計算論が詳しく取扱う範圍の問題を除外することには賛成である。

標準原價の適用に關して、著者は、「財務會計上期末棚卸資産を標準原價で評價することが認められるかどうか。現在のところ標準原價による評價に關する意見は一致していない。われわれは實際原價を収益に對應せしめることによつて期間損益がより適正に測定されると考へるが故に、財務會計目的のためには標準原價を採らない。すなわち原價差異が少額である場合のほかは、原價差異を賣上原價と期末棚卸資産原價とに配分することが適當であると考へる。標準原價の經營に對する役立ちの故に損益計算に對して與える歪曲を無視することはできない」と述べ、原價差額調整の方式を示している(四〇—二頁、四四—六頁)。著者が實際原價主義の強い支持者であることは人の知るところであり、その見解が明瞭に表明されているわけである。この點に對する批判は紙幅の制約上別の機會に譲る。

四 原價配分の諸方法

第二章、第三章及び第六章では、棚卸資産原價配分の諸方法を、個別法、先入先出法、平均法、後入先出法、基礎在高法、小賣棚卸法などに分類し、詳述する。從來、これらの方法につ

いては極めて形式的な、皮相的な説明が行われるにとどまっていたが、本書には各方法の實質的な、充實した説明が展開されている。ここに著者の、綿密な、見事な立論を若干でも紹介すべきであるが、その紙幅をもたないので遺憾ながら省略し、筆者が疑問とする二、三の點を指摘しておきたい。

(イ) 個別法における個別原價は、原材料、勞務費および製造間接費のすべてが個別に集合された製品原價でなければならぬ。しかし勞務費および製造間接費は通常製品に個別に集合されない。これらの原價要素についてはスペシフィック・アイデンティフィケーションが困難又は不可能だからである。これらが個別に集合されない限りにおいて個別原價の意味は稀薄となる。というのが著者の見解であるが(七四—五頁)、製品の個別原價を把握したい場合には、個別原價計算の方式によつて、勞務費も間接費も個別的に集合されている事實をどう見るのであろうか。間接費は割掛の方法で計算されるが、配賦基準量は個別に把握する。直接勞務費にあっては時間を個別に把握する。この意味で、勞務費および間接費は通常個別に計算されないといふことは當を得ないと思う。

(ロ) 前述した著者の見解からすれば、原材料原價の集合過程および仕掛品への原價集合過程から、仕掛品と製品とへの原價配分、製品と賣上品とへの原價配分まで一貫して個別に計算が進められなければならないことになりそうである。しかしながら原材料原價の集合・配分には個別法を用いしないで、仕掛品原價と手持製品原價と賣上原價とを計算する段階

においてのみ個別法を適用するということがあっても、それをその段階における個別法と稱してよいのではないか。この関係は個別法についてのみでなく、他の原価配分方法についても問題となる。例えば先入先出法にあっては、原材料の原価配分、製品・仕掛品への原価配分および賣上・製品への原価配分という三段階を通じて一貫して先入先出法が適用されていなければ、その原価配分方法は厳密には先入先出法とは云えないとか、先入先出原価の意味が稀薄になるとかいわねばならないのであろうか。

(ハ) 最終仕入原価法を先入先出法の變種として説明しているが(九四頁)、著者がそこに示すような條件が存在しなければ先入先出法に接近した原価は計算されない。さらに最終仕入原価(すなわち最近仕入原価)を以て拂出品原価を計算する最終仕入原価法(九六頁)は、先入先出法ではなく、むしろ後入先出法に接近した原価を算定する方法と考えるべきである。そこで最終仕入原価法を先入先出法の變種とすることには無理があるといわねばならない。この方法は、一般的には、再調達原価法の變種、すなわち著者のいう取替原価法(二〇八頁以下、二八〇頁以下)の變種と考え、または時價法(期末棚卸資産を時價で評價する方法)の變種と考えた方がよいのではないか。

(ニ) 後入先出法は、物の實際の流れが概ね先入先出法的であることを認めながら、しかも後入先出という「原価の流れ」を想定して(物の流れに即應しない假定を設けて)原価配分を行う方法である。このように、實際の「物の流れ」には概ね即

應しない「原価の流れ」を假定することが認められるためには(後入先出法が是認されるためには)、何らかの別な論理が必要とされる(先入先出法の如く、即物的な原価配分方法にあっては、原価の流れを即物的に計算しているもので、即物的ということがその原価配分方法を支える論理となる。しかるに後入先出法は、即物的な計算を行わないので、即物的という論理とは別個の論理によって支えられる必要がある)。著者のこの主張(一二六頁)は勿論正しいのであるが、著者の主張するように(九九頁)、先入先出法は極めて即物的な原価配分方法であって何らの「假定」にもたないものと云い得るか否か。これはやはり、先入先出の「假定」にたつ原価配分方法として説明されるべきではないか。従ってまたこの假定を支えるための何らかの論理が必要とされるのではなからうか。

(ホ) 第二章第五節に説く累計差額法(一三五頁以下)は、その第四節までに説明する原価配分方法と同列にたつものではない。このことは説明をよく讀めば明瞭なのであるが、累計差額法を獨立の節としたことは、一見ミスリーディングである。それにつけても感ずるのは、原価配分方法の體系表を示すべきであったということである。第三章の基礎在高法が原価配分方法の體系においてどのような地位を占めるのか、第六章第二節の小賣棚卸法が體系においてどのような地位を占めるのか。この點が明瞭にされていないのである。

もっともこのうち基礎在高法に關しては、これを現實的な原価配分の一方法として取上げること著者の狙いはなく、その

後に續く棚卸資産損益の理論および後入先出法の理論を展開するための伏線としてこれを取上げているのかも知れない。このことは、基礎在高法を第二章で取上げていない點から推察されるのである。

五 基礎在高法の根據

著者によれば、基礎在高法は生産販賣活動に必要な一定量の棚卸資産を固定資産とみる考え方の上に成立した原価配分方法であり、また固定資産とみた部分には固定価額を付して、これを費用化さないという計理はイギリスの複會計制度の會計思考と共通のものであると(一七四—九頁)。基礎在高法は十九世紀の末葉にイギリスに發生したという事實から、その考え方は複會計制度における固定資産の扱いと同じ思考にたつものとすることは面白い見方である。しかし複會計制度における固定資産の計理が是認されているから、基礎在高法も是認されるという調子の論法(一七九—八〇頁)を用いるのはどうであろうか。複會計制度は今日イギリスでも僅かに水道業に適用されているに止まり、もちろん、一般に認められた經理方式とは云えない。基礎在高法の思考が複會計制度の思考と同じだということは結構であるが、基礎在高法における棚卸資産費用の扱いが複會計制度における固定資産費用の扱いと同じだということは、基礎在高法を支える根據とはならないであろう。資本維持の見地からする場合に、カーレントな固定資産費用を収益にチャージする複會計制度の方式が支持されるのと同じく、資本維持の見地

(又は棚卸資産損益排除の見地)からカーレントな棚卸資産費用を収益にチャージする基礎在高法が支持されると説くべきではないか。著者は「基礎在高法の論據は、一定量の棚卸資産を資本的資産(固定資産)とみることによって、当期の購入原価を当期の収益に賦課するというに求められる」(一八二頁)と主張するが、一定量の棚卸資産を資本的資産とみることから、必然的にカーレントな棚卸資産原価をカーレントな収益にチャージするという方式はうみ出されるものではない。一定量の棚卸資産を資本的資産とみ、これに複會計制度における固定資産の扱いと同じ扱いを適用することによって、カーレントな費用が収益にチャージされることになるのである。このような計理が支持される根據は棚卸資産損益の排除ということに求められる。こういう論法にならなければならない。

なお基礎在高法にあつては、一定量の棚卸資産を低い基礎價格で評價する。一たん定めた基礎價格がその後の實際原価を越えるに至った場合には、これを更に切下げるのであるが、このことは収益にカーレントな費用をチャージするといふ必要からは説明され得ない。この點を著者がどう考えるのかは遺憾ながら明かにされていない。

六 後入先出法の本質

著者は、基礎在高法の究明(第三章)、棚卸資産損益の究明(第四章)という過程を経て後入先出法の本質を説明する段階に到達する(第五章、第二節)。この第三章から第五章第二節

にいたる個所は筆者がもっとも興味をもって讀んだ個所である。著者によれば、後入先出法はカーレントな収益にカーレントな費用（しかも記録された歴史的原價）をチャージすることを志向し、實物資本維持の立場における利益を算定しようとする原價配分方法である。後入先出法によって計算される棚卸資産費用は拂出時の取替原價でなく、實際取替原價である。拂出時點と實際再調達時點（拂出時點以前のことも、以後のこともある）との間の價格變動から生ずる投機損益を、後入先出法は販賣損益に算入する。取替原價法では、拂出時點とその後における實際再調達時點との間の價格變動から生ずる投機損益を販賣損益から除外する。後入先出法が立脚するのは、實物資本維持概念であり、後入先出法によって計算される利益は處分可能な「現金利益」である。この利益概念は取替原價法と結合する利益概念ではない（二七三—八六頁）。著者はかように取替原價法と對比しながら、後入先出法の本質を明かにする。

立論は明快であつて、人を納得せしめるに足るが、よく考えると、問題が残っている。後入先出法は、期末數量が期首數量より小となった場合（喰込みの生じた場合）には収益にカーレントな費用を完全にチャージすることを得なくなり、その機能を部分的に果さなくなる。ここに問題がある。後入先出法のこの弱點を救う道としては喰込みの生じないような仕入・生産・販賣の政策を講ずることが考えられよう。喰込みを起さないためには、仕入・生産が障害なく行われることを必要とし、また過度の在庫が生じないように仕入・生産が販賣と調和的に行わ

れることを必要とする。そこで後入先出法の弱點を排除するには、先ず適正在庫量の策定が必要であり、その後において注意深い經營管理が行われることと外部的障害の發生しないことが要件とされる。しかし外部的障害が發生しないことは現實に望めない。すなわち喰込み状態を皆無にすることは不可能である。したがつて後入先出法が著者の云う通りの本質をもつものとして割切ることには問題があると云わねばならない。喰込状態の生じたときにおいて後入先出法が部分的に機能を失うのを、後入先出法の限界として片付けてよいかどうか。

著者が棚卸資産損益の測定方法ないし排除方法として取替原價法、補充原價法、基礎在高法の三つをあげ（二〇七頁、後入先出法をあげないのは、それが棚卸資産損益を測定ないし排除する完全な方法でないからである（二〇六—七頁、二二五頁、二三五頁）。このような缺陷をもつ後入先出法に對して、著者が展開した右の如き本質論を人に納得せしめるには、その缺陷を救う何らかの工夫が提示されねばならないであろう。

また著者は後入先出法の本質を明かにするために、基礎在高法との對比を次のように行っている。

基礎在高法も實物資本維持の思考に立つ原價配分方法であるが、これは一定量の基礎在高を予定し、これに固定價額を與え、價格變動から遮斷することによって間接的にカーレントな収益にカーレントな原價を對應せしめる方法である。後入先出法はこの對應を直接の目標とする。兩者は大局的には共通の利益概念に立脚するが、棚卸資産費用の把握に對する基礎在高法のア

ブローチは貸借対照表的であり(棚卸品の評價に着目しており)、後入先出法のアプローチは損益計算的である(棚卸資産費用に着目する)。この點で兩者は差異を有する。後入先出法が損益計算的アプローチをとるに至ったのはその生誕の時期が近代的損益計算思考の生成發展しつつあった時期であったからである。兩者はおのおの異なる理論的根據を有し、その志向が達成される條件及び達成される程度を異にする。投機在高の販賣によって得られる収益とその原價との差額を販賣損益とすることは基礎在高法の立場からは是認されるが、後入先出法の立場において喰込量を投機在高とみなしてその原價で費用に計上し、収益との差を販賣損益とすることは是認されない。これを是認することは後入先出法を基礎在高法へと後退せしめ、後入先出法の論理を否定し去る結果となる(二九〇—一頁、二九三頁)。

後入先出法はたしかに基礎在高の決定を必要としない方法であるが、しかし後入先出法によって、實物資本維持の見地にたつ利益の算定をなるべく完うしようとするならば、その背景において、基礎在高から餘り離れない棚卸品數量を常時保有する配慮(少くとも決算時においてはそのような數量を保有する配慮)が存在しなければならぬ。喰込みに伴って露呈される後入先出法の弱點をなるべく露呈させないためには過大な在庫をいだくことがあってはならない。この意味で、後入先出法は基礎在高法における基礎數量の考え方から全く脱却してしまうことはできないのではないか。

後入先出法は棚卸資産損益の排除方法であるので、正常在高

の觀念をすて去ることは妥當でない。企業の規模に適應した正常量を超える手持量についてまで實質的維持を圖る必要はないからである。次に基礎在高法は在高評價を通じて間接的にカーレント・コストを収益にチャージする貸借対照表的費用把握方法であり、後入先出法は直接的にカーレント・コストを把握する損益計算的費用把握方法であると著者は云うが、この點さう明確な區別ができるものであるかどうか疑わしい。基礎在高法は一見、在高評價に重點をおくようであるが、基礎在高を除く期首在高と當期仕入分を費用に課して行く方法とも見られる。基礎在高に喰込が生じた場合にその時價評價を行って費用に課する點の如きは、ことに貸借対照表的評價の性格をもたないと云えるのではないか。

七 後入先出低價法

「同様の理論(價格上昇の場合の理論)が價格下落の場合にも適用されねばならない。すなわち期末棚卸資産に與えられる原價は當期の原價を當期の収益に賦課して後に残る殘留原價であつて、それが期末時價を超えていようと評價減すべき理由は存在しない。後入先出法の目的とするところは収益費用の同一價格水準的對應にあるのであつて、期末棚卸資産の評價額を時價に接近せしめることではない。しかして若し時價の下落によって後入先出法原價の切下げを行うこととすれば貸借對照表において資本と棚卸資産との同一價格水準的對應が破壊されることとなる。」(四七一頁)これが著者の見解である。著者が低

價法に對して全般的に否定的態度をとることは既に述べた通りであるが、たとえ先入先出法と低價法との結合を容認するとしても後入先出法に低價法を結合することは是認され得ないとする(四六八―七一頁)。その根據がこの引用文に示されている。後入先出法による期末棚卸資産原價はたんなる殘留原價であつて、財産評價的な意味を全くもたないものであり、もしも後入先出原價を時價に改めるようなことをすれば資本と棚卸資産との同一價格水準における對應が破壊されて、損益計算が攪亂されると云うのである。しかし期末棚卸資産原價がたんなる殘留原價に過ぎないという考え方は先入先出法の場合にも妥當するのであつて、後入先出法の場合に限られない。従つて殘留原價という觀念は低價法否定の有力な根據とはならない。また後入先出法は期首・期末の棚卸資産を販賣損益計算に關係せしめないことを建前とするのであるから、棚卸資産評價の改訂を行つても評價差額を販賣損益に關係せしめず、營業外損益とすれば差支はない筈である。評價損を計上すれば棚卸資産と資本との同一價格水準の對應が破壊されるというが、後入先出法にあつては、期末棚卸資産が期首棚卸資産より一たん減少し、後にこれが補充された場合には、棚卸資産と原始資本との同一價格水準の對應が阻害されるのであるから、棚卸資産と資本とを同一價格水準で對應せしめなければならないというものを絕對的要件とはなしがたい。従つてこの要件をたてにとつて評價損の計上を排撃する主張は有力でないと言わねばならない。

後入先出法と低價法との結合を否定する根據はこれを他に求

める必要がある。私見によれば、後入先出法のもとにおける棚卸資産在高のうち恒常的に手持するを要する部分は計理上販賣の對象とならない部分である。従つてこの棚卸資産部分については時價が低落しても回收不能原價なる原價部分は計理上生じない。しかし恒常的手持を越える部分は販賣の對象となる性質をもつのであるから、時價が低落しておつて回收不能の原價部分が認識される場合には評價切下げを行うべきである。後入先出法以外の原價配分方法と低價法との結合を認める限り、後入先出法と低價法との結合に關しては右のように主張するを妥當とするであらう。

以上、筆者がならべた疑問、批判がましい意見は、あるいは著者の眞意を理解しない的外れの疑問であり、批判であるかも知れない。このことは筆者の最も危惧する點であり、もしあれば、著者から寛大なお許しを乞わねばならない。

筆者は本稿をたんなる著書紹介でなく、書評たらしめるために、あえて疑問や批判をならべたに過ぎないのであり、これによつて本書の價値は何ら影響されるものではない。最初にも述べた如く、本書はかつて見ない本格的な、水準の高い棚卸資産會計の研究書であり、學界、業界を裨益するところ多大であることを確信するのである。(一九五九・三・三一)

(附記) 著者は最近本書によつて經營學博士の稱號を獲得された。本書の價値を裏付ける重要な事實である。付記して深甚な敬意を表したい。

(一橋大學教授)